

下水道工事標準仕様書の一部改正について

下水道工事標準仕様書を下記のとおり一部改正しました。

改訂内容

・P4 「1. 2. 管基礎工」

(改正前)

1. 「下水道必携 (案)」によるものとする。
2. 塩ビ置換基礎については、標準図を基に作成し、布設しなければならない。
3. はしご胴木基礎及び塩ビ置換基礎については、管基礎とマンホール基礎部を接合しなければならない。
4. 原地盤基礎については、床付け面を乱さぬよう施工し、過堀した場合は、砂利で補充しなければならない。

(改正後)

1. 「下水道必携 (案)」によるものとする。
2. はしご胴木基礎及び塩ビ置換基礎については、標準図集を基に作成し、布設しなければならない。また、管基礎とマンホール基礎部を接合しなければならない。
3. はしご胴木基礎及び塩ビ置換基礎の充填材の締固めにおいて、タンパ等の突固めによる締固め機械を使用してはならない。
4. 原地盤基礎については、床付け面を乱さぬよう施工し、過堀した場合は、砂利で補充しなければならない。